

令和2年1月30日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「住宅用火災警報器を設置しましょう！」

東三河地区消防本部連携による火災予防広報

の実施について

豊川市消防本部予防課

火災の早期発見・火災初期段階での消火・火災から早期避難するために平成20年6月から豊川市では住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。暮らしを守る住宅用火災警報器の普及啓発を目的に、多くの人が集まる場所での広報として、豊川市の中心部にある「マチニワとよかわ」で幅広い年齢層を対象に東三河5市の消防本部職員が街頭広報を行います。

記

- 1 実施日時 令和2年2月12日（水）
午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 実施場所 マチニワとよかわ（豊川市光明町1丁目19）
- 3 実施方法 東三河5市の消防本部職員が防火チラシ等を配布して、住宅用火災警報器の設置を呼びかけます。
- 4 その他 災害発生等で中止する場合があります。

【お問合せ先】

豊川市消防本部予防課予防担当 稲吉

TEL:0533-89-9682 Eメール shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp